



綾川町育英事業（貸与・給付）について

綾川町では、育英事業へのご厚志を基金に、社会に有用な人材を育成するために、町在住の学生に奨学金を無利子で貸し付けております。また、令和5年度より、家庭における経済的な理由により、進学をあきらめることがないよう、未来ある綾川町の若者の学習機会を確保していくための返還義務のない奨学金給付制度を創設いたしました。

詳細は、以下のとおりです。

種 類		貸与額(月額)	給付額(月額)	貸与人数 給付人数	申込期間等
大学・短期大学、専修学校 (1年生除く)	香川県内	50,000 円以内	50,000 円	(貸与) 10 名以内	(申込期間) R6. 1. 15～ ～R6. 2. 16
	香川県外	80,000 円以内	80,000 円	(給付) 10 名以内	
高等学校、 高等専門学校	香川県内外	20,000 円以内	20,000 円	(貸与) 5 名以内 (給付) 5 名以内	(面接) 3 月中旬～ 下旬に実施

現在育英事業（貸与）を受けている方へ

現在、綾川町育英事業（貸与）を受けている方で、綾川町育英事業（給付）への変更を希望される方は、令和6年1月15日から令和6年2月16日までに必要書類をご提出ください。要件を満たし、育英事業審議会により給付可となった方は、貸与から給付へ変更することができます。

※返済については、卒業後、貸与を受けた金額を当初の契約に応じて返済していただきます。

貸与・給付資格

○学校教育法に規定される大学、短期大学、高等学校、高等専門学校及び専修学校（1年制を除く）に入学が決定した者及び在学している者。

○申請者と生計を一にする者（転出者を含む）に町税等の滞納がある場合は、対象となりません。

○綾川町育英事業の貸与と給付の併給はできません。ただし、申請については、貸与と給付の両方を行うことができます。

○所得条件

（貸与） 前年中の世帯所得の総額が生活保護法第8条第1項の規定に準じて算出した需要額の 2.5 倍以下の場合に貸与対象となります。

（給付） 前年中の世帯所得の総額が生活保護法第8条第1項の規定に準じて算出した需要額の 1.3 倍以下の場合に給付対象となります。

※詳しくは、別表をご確認ください。

申込み手続き

次の書類を受付期間内に町教育委員会事務局（役場3階）に提出してください。

①入学許可証又は合格通知書の写し	新1年生のみ提出してください。 面接実施時までの提出でかまいません。
②在学証明書	在学生のみ提出してください。
③推薦調書 （給付申請者のみ）	<u>給付申請者のみ提出</u> してください。なお、現在、大学、短期大学又は専修学校に修学している方は、提出不要です。
④育英事業申請書	教育委員会窓口に備え付けています。ホームページからも印刷できます。
⑤作文	申請の理由、学校生活・将来について 原稿用紙2枚程度で記入してください。
⑥成績表	在学する学校の直近の成績得点等が確認できる書類を提出してください。
⑦所得課税証明書 及び滞納無証明書 もしくは完納証明書	生計を一にする世帯全員（転出者を含む）の証明書を提出してください。 令和5年1月1日に綾川町在住の方は、町税務課で無料発行できます。

申請における所得の目安

綾川町育英事業（貸与・給付）では、所得審査を設けています。

※世帯の所得は、目安となります。世帯員の年齢、所得控除の状況等により、変動します。

※世帯員一人一人の所得の合計で資格算定を行います。

※生活保護法第8条第1項の規定に準じて算出した需要額が、貸与 2.5 以下、給付 1.3 以下の世帯が申請の目安となります。（詳しい計算については、お問合せ下さい。）

所得制限の目安
収入ではなく所得

世帯人数	世帯員の所得の合計（円）	
	貸与制度の申請	給付制度の申請
6人	9,200,000	4,800,000
5人	8,000,000	4,200,000
4人	6,800,000	3,700,000
3人	5,200,000	2,800,000
2人	4,300,000	2,500,000

育英資金・学生地元就職応援事業について

制度の概要

綾川町育英事業の貸付制度を利用し、返済する方で、下記の要件①～③を満たす場合、**返還金**が半額免除となります。

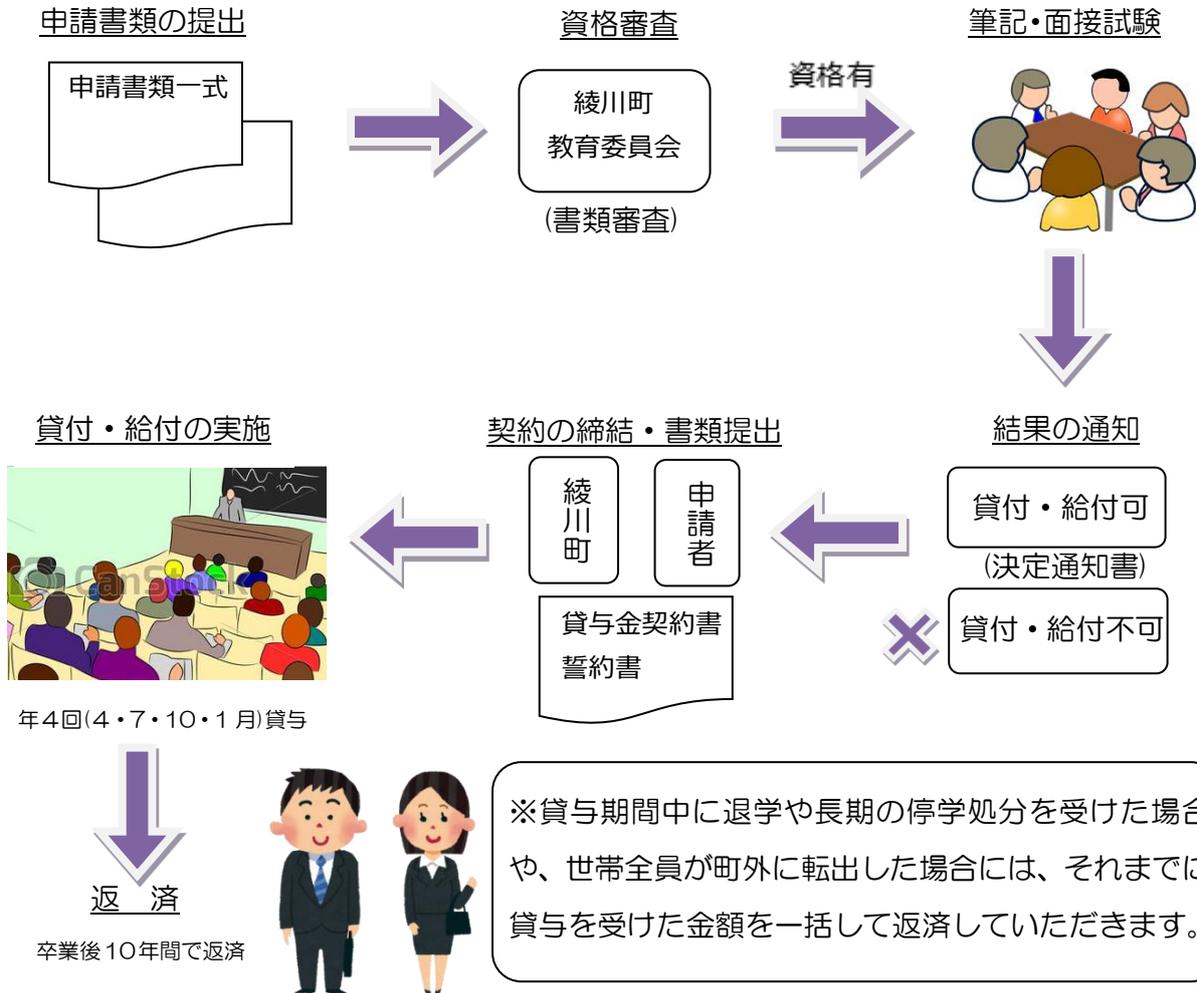
- ①町内に現に居住し、住民登録をしていること
- ②県内に事業所を有する企業等又は個人事業者に雇用されているか、個人事業を営み確定申告を行っている方（アルバイト等は除きます）
- ③町税等（返還中の育英資金貸付金を含む）の滞納がないこと

申請手続き

毎年1回手続きが必要です。上の要件を満たすことを証明するために、申請書に次の書類を添えて毎年度1回、**5月末までに**町教育委員会事務局に提出していただきます

- ①住民票の写し（発行後2週間以内のものに限る）
 - ②県内での就労状況を証明する書類
（事業主の証明書、健康保険証の写し、直近の確定申告書の写し等）
 - ③町税等の滞納がないことを証明する書類（町税務課が発行します）
 - ④大学等を卒業したことを証明する書類（卒業証明書・卒業証書の写し等）
- ※現在返済中の方も申請できます。

申請から貸与・給付の流れ



育英貸付返還金の半額免除制度もあります

お問合せ先…電話 087-876-1180

綾川町教育委員会学校教育課まで